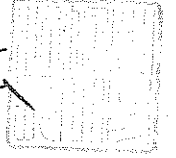


札幌市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年5月24日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第17号

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例

札幌市印鑑条例（平成3年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「民間事業者が設置する」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。